資料編

【震災対策編】

1．地域危険度　条例及び公表の経緯、町丁目別危険度一覧表

(1)条例及び公表の経緯

東京都震災対策条例第12条（地域危険度の測定）

ア　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

イ　（省略）

ウ　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

東京都震災対策条例施行規則第5条（地域危険度の測定）

知事は、条例第12条第1項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、概ね1年ごとに実施しなければならない。

（公表の経緯）

第1回調査結果　昭和50(1975)年に区部、昭和55年に多摩地域を公表
第2回調査結果　昭和59(1984)年に区部、昭和62年に多摩地域を公表
第3回調査結果　平成5(1993)年1月に区部と多摩地域を同時に公表
第4回調査結果　平成10(1998)年3月に区部と多摩地域を同時に公表
第5回調査結果　平成14(2002)年12月に区部と多摩地域を同時に公表
第6回調査結果　平成20(2008)年2月に区部と多摩地域を同時に公表
第7回調査結果　平成25(2013)年9月に区部と多摩地域を同時に公表
第8回調査結果　平成30(2018)年2月に区部と多摩地域を同時に公表

(2)町丁目危険度一覧表

（王子地区）

町丁目名	地盤分類	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時 活動困難度	総合 危険度
王子１丁目	沖積低地２	1	1	1	1
王子２丁目	沖積低地２	3	3	2	3
王子３丁目	沖積低地３	4	2	1	3
王子４丁目	沖積低地３	4	3	1	2
王子５丁目	沖積低地３	2	2	2	2
王子６丁目	沖積低地３	1	1	3	1
豊島１丁目	沖積低地３	3	2	1	1
豊島２丁目	沖積低地３	3	3	1	3
豊島３丁目	沖積低地３	4	4	2	4
豊島４丁目	沖積低地３	3	3	2	3
豊島５丁目	沖積低地４	1	2	1	1
豊島６丁目	沖積低地４	4	4	1	2
豊島７丁目	沖積低地３	4	4	1	4
豊島８丁目	沖積低地３	4	3	3	4
堀船１丁目	沖積低地３	4	4	3	4
堀船２丁目	沖積低地３	2	3	2	3
堀船３丁目	沖積低地３	4	4	3	4
堀船４丁目	沖積低地３	2	2	1	1
東十条１丁目	沖積低地２	3	2	1	1
東十条２丁目	沖積低地２	3	3	1	1
東十条３丁目	沖積低地２	2	2	1	2
東十条４丁目	沖積低地２	3	2	1	2
東十条５丁目	沖積低地２	4	3	1	3
東十条６丁目	沖積低地２	3	2	1	2
王子本町１丁目	台地１	2	1	1	1
王子本町２丁目	台地１	3	3	2	3
王子本町３丁目	台地１	1	1	1	1
岸町１丁目	沖積低地２	3	3	1	2
岸町２丁目	沖積低地２	5	5	3	5
中十条１丁目	谷底低地３	2	4	2	3
中十条２丁目	台地１	3	5	3	4
中十条３丁目	台地１	3	4	2	3
中十条４丁目	台地１	2	2	1	2
十条台１丁目	台地１	1	1	4	1
十条台２丁目	台地１	1	1	4	1
十条仲原１丁目	谷底低地３	3	4	2	3
十条仲原２丁目	台地１	3	4	2	3
十条仲原３丁目	台地１	3	4	1	3
十条仲原４丁目	台地１	3	4	4	4
上十条１丁目	台地１	3	4	3	4
上十条２丁目	台地１	3	3	3	4
上十条３丁目	台地１	3	3	2	3
上十条４丁目	台地１	3	4	2	3
上十条５丁目	台地１	3	4	4	5

（赤羽地区）

町丁目名	地盤分類	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時 活動困難度	総合 危険度
神谷１丁目	沖積低地3	4	3	1	3
神谷２丁目	沖積低地3	3	3	1	3
神谷３丁目	沖積低地3	3	3	2	3
赤羽１丁目	沖積低地2	3	2	1	1
赤羽２丁目	沖積低地3	3	2	1	1
赤羽３丁目	沖積低地2	3	3	3	3
西が丘１丁目	台地1	2	2	1	1
西が丘２丁目	台地1	2	4	1	3
西が丘３丁目	台地1	1	1	1	1
赤羽西１丁目	沖積低地2	3	3	2	3
赤羽西２丁目	台地1	2	3	3	4
赤羽西３丁目	台地1	3	4	3	4
赤羽西４丁目	谷底低地2	3	4	1	3
赤羽西５丁目	台地1	1	1	2	1
赤羽西６丁目	台地1	2	2	1	1
志茂１丁目	沖積低地3	4	4	2	4
志茂２丁目	沖積低地3	4	5	2	4
志茂３丁目	沖積低地4	4	3	2	4
志茂４丁目	沖積低地5	4	5	4	5
志茂５丁目	沖積低地5	4	5	3	5
岩淵町	沖積低地3	4	5	2	4
赤羽台１丁目	台地1	1	1	1	1
赤羽台２丁目	台地1	1	1	1	1
赤羽台３丁目	台地1	2	3	2	3
赤羽台４丁目	台地1	1	1	3	2
赤羽南１丁目	沖積低地3	3	3	1	1
赤羽南２丁目	沖積低地2	2	2	1	1
赤羽北１丁目	沖積低地2	3	2	2	3
赤羽北２丁目	沖積低地2	2	2	1	2
赤羽北３丁目	台地1	1	1	1	1
浮間１丁目	沖積低地3	2	1	3	3
浮間２丁目	沖積低地4	3	2	2	2
浮間３丁目	沖積低地3	2	2	1	2
浮間４丁目	沖積低地3	2	1	1	1
浮間５丁目	沖積低地3	1	1	1	1
桐ケ丘１丁目	台地1	1	1	1	1
桐ケ丘２丁目	台地1	1	1	1	1

（滝野川地区）

町丁目名	地盤分類	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時 活動困難度	総合 危険度
滝野川１丁目	台地1	3	3	2	3
滝野川２丁目	台地1	3	3	2	3
滝野川３丁目	台地1	2	3	2	3
滝野川４丁目	台地1	3	3	2	3
滝野川５丁目	台地1	3	4	3	4
滝野川６丁目	台地1	3	4	2	4
滝野川７丁目	台地1	2	1	1	1
西ケ原１丁目	台地1	2	3	2	3
西ケ原２丁目	台地1	2	2	3	2
西ケ原３丁目	台地1	3	3	3	4
西ケ原４丁目	台地1	3	3	4	4
栄町	沖積低地2	4	4	5	5
上中里１丁目	台地1	3	4	3	4
上中里２丁目	沖積低地2	3	3	3	3
上中里３丁目	沖積低地3	5	5	2	5
中里１丁目	谷底低地2	3	1	1	1
中里２丁目	谷底低地2	2	2	1	1
中里３丁目	台地1	2	3	3	3
昭和町１丁目	沖積低地2	3	2	1	1
昭和町２丁目	沖積低地3	3	2	1	1
昭和町３丁目	沖積低地3	3	2	1	2
田端新町１丁目	沖積低地2	3	2	1	1
田端新町２丁目	沖積低地2	3	2	1	1
田端新町３丁目	沖積低地2	3	2	1	1
東田端１丁目	沖積低地2	2	1	1	2
東田端２丁目	沖積低地2	1	1	1	1
田端１丁目	谷底低地2	3	3	3	3
田端２丁目	谷底低地2	2	3	2	3
田端３丁目	谷底低地2	3	2	1	2
田端４丁目	谷底低地2	3	2	1	2
田端５丁目	台地1	2	2	2	2
田端６丁目	台地1	2	2	2	2

2. 北区における地域危険度の分布

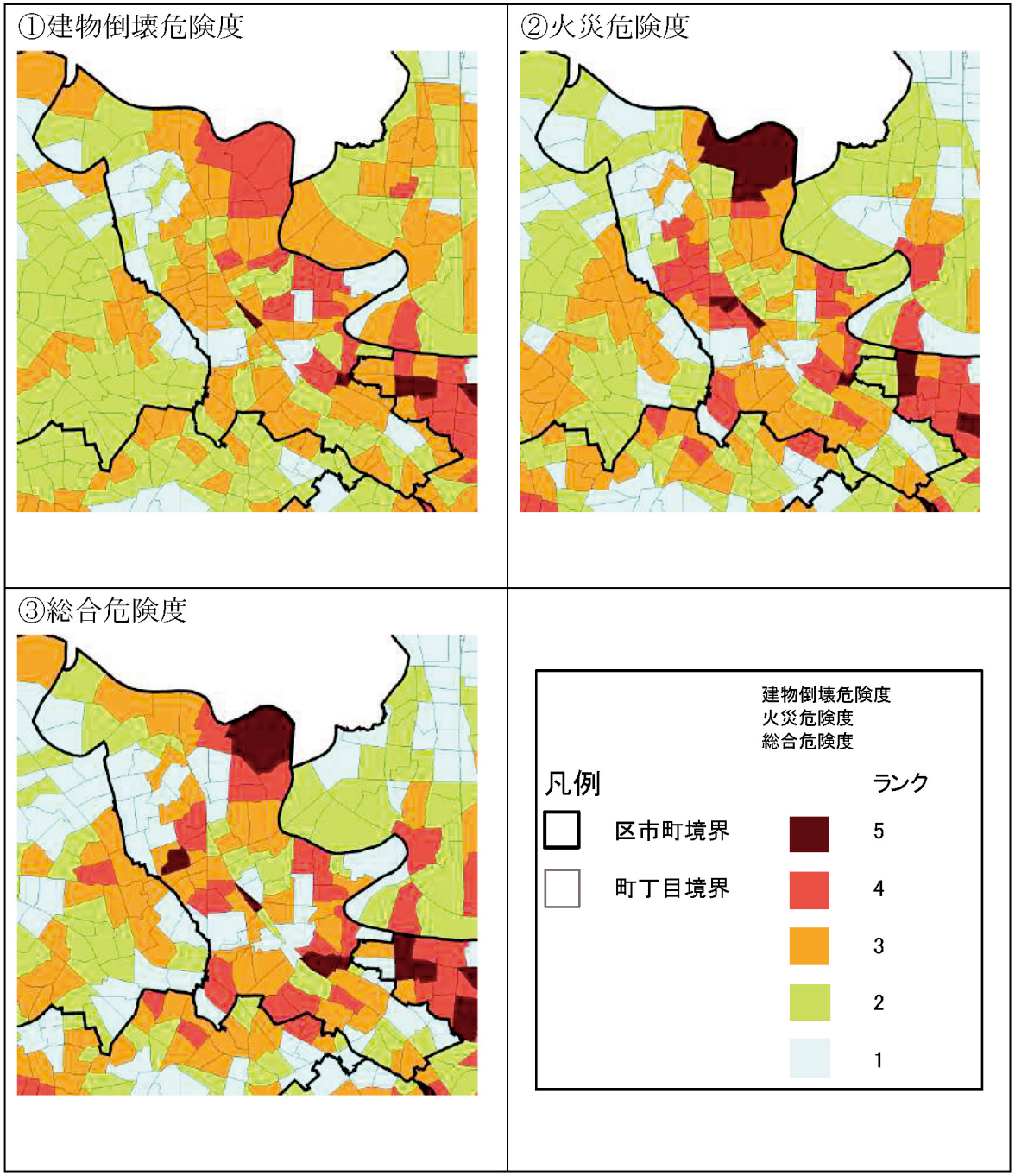

出典：「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第8回)」（東京都都市整備局、平成30(2018)年2月より一部抜粋）

3. 地域危険度マップ（北区）

「地震に関する地域危険度測定調査（第7回）」に基づき、東京23区において建物倒壊・火災危険度・災害時活動困難度を考慮した総合危険度が5段階中4、5にあたる地域を「危険度の高い地域」とし、色・パターン別に地図上に示したもの。なお、平成30(2018)年4月時点では地域危険度マップは公表されていないため、第7回時点の図を表記している。

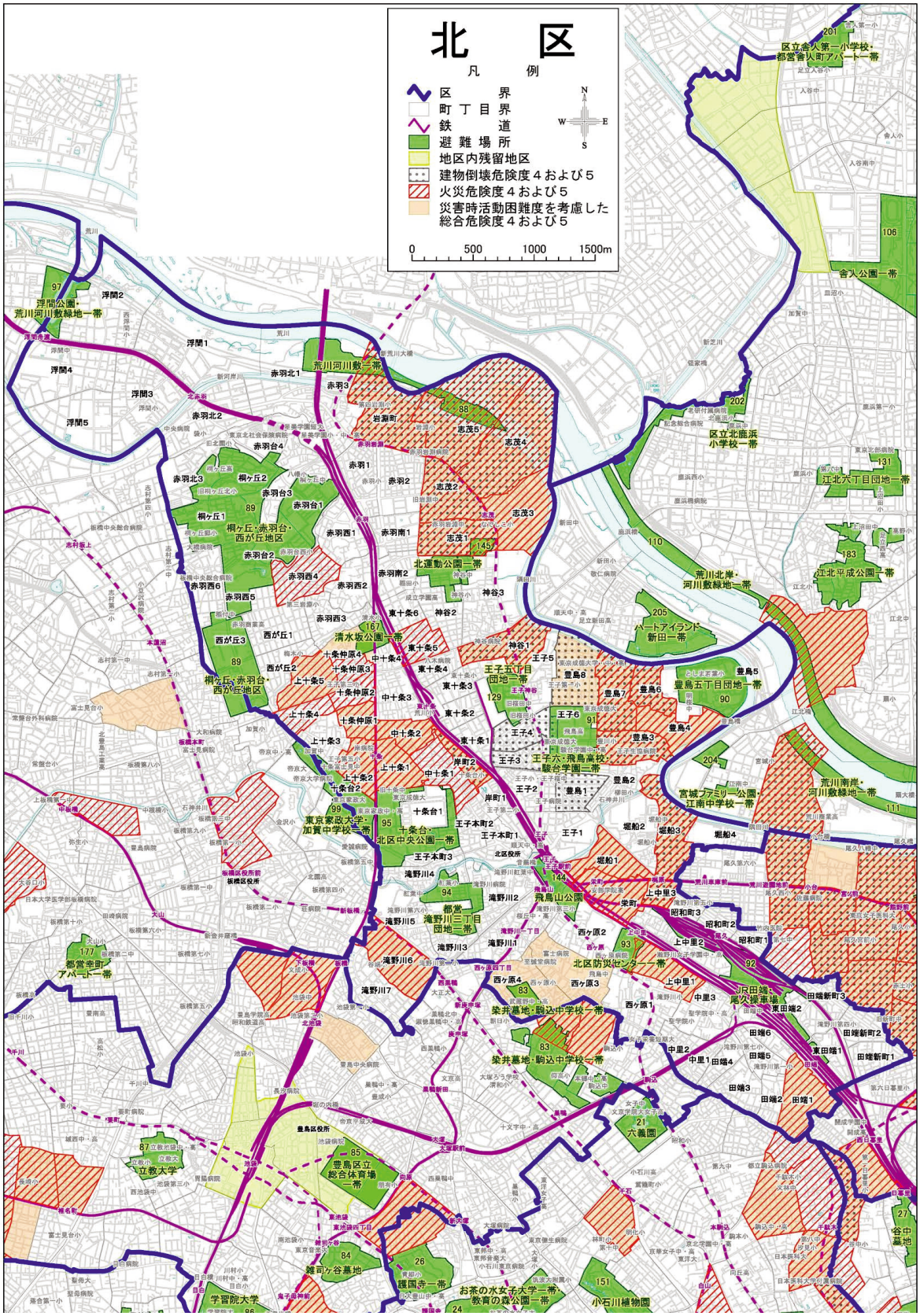

4. 軽可搬消防ポンプ配備状況

平成30(2018)年4月現在

	D１級	C級
王　子地区	73	8
赤　羽地区	80	11
滝野川地区	66	4
合計	219台	23台

5. 消防団の現勢

平成28(2016)年4月現在

	定員	分団数	ポンプ台数
王　子	200	8	16
赤　羽	200	7	18
滝野川	210	8	17
合　計	610	23	51

6. 分団本部所在地及び受持区域

平成30(2018)年4月現在

消防団	分団名	分団本部の所在地	分団受持区域
王　子	1	堀船3-15-1	堀船1～4丁目
	2	豊島7-8	豊島3～8丁目
	3	王子4-18-1	王子3～6丁目
	4	東十条5-1	東十条1～6丁目
	5	中十条2-13-20	中十条1～4丁目、上十条1丁目
	6	上十条5-2-19	十条仲原1～4丁目、十条台2丁目、上十条2～5丁目
	7	岸町2-1	王子本町1～3丁目、岸町1・2丁目、十条台1丁目、飛鳥山公園
	8	王子1-11	豊島1･2丁目、王子1･2丁目(飛鳥山公園除く)
赤　羽	1	西が丘1-5-2	赤羽西2・3・5・6丁目、赤羽西1丁目の一部・4丁目の一部、西が丘1～3丁目
	2	神谷2-14-13	神谷1～3丁目
	3	志茂5-18-17	志茂1～5丁目
	4	赤羽1-24-6	赤羽1･3丁目、赤羽南1丁目の一部、赤羽南2丁目、赤羽西1丁目の一部･4丁目の一部、赤羽台1丁目・2丁目・赤羽台3丁目の一部
	5	赤羽1-54-3	岩淵町、赤羽1丁目の一部、赤羽2丁目、赤羽南1丁目の一部
	6	赤羽2-6	赤羽北1～3丁目、桐ケ丘1・2丁目、赤羽台4丁目、赤羽台3丁目の一部、赤羽3丁目の一部
	7	浮間3-34-13	浮間1～5丁目
滝野川	1	滝野川6-19-6	滝野川4～7丁目
	2	滝野川1-23-14	滝野川1～3丁目
	3	西ケ原1-18-1	西ケ原1～4丁目
	4	中里1-12-2	中里1～3丁目
	5	田端5-4-1	田端1～6丁目
	6	田端新町2-27-19	東田端1・2丁目、田端新町1～3丁目
	7	昭和町3-3-12	昭和町1～3丁目、上中里2･3丁目、栄町
	8	上中里1-27-7	上中里1丁目

7. 整備地域・重点整備地域

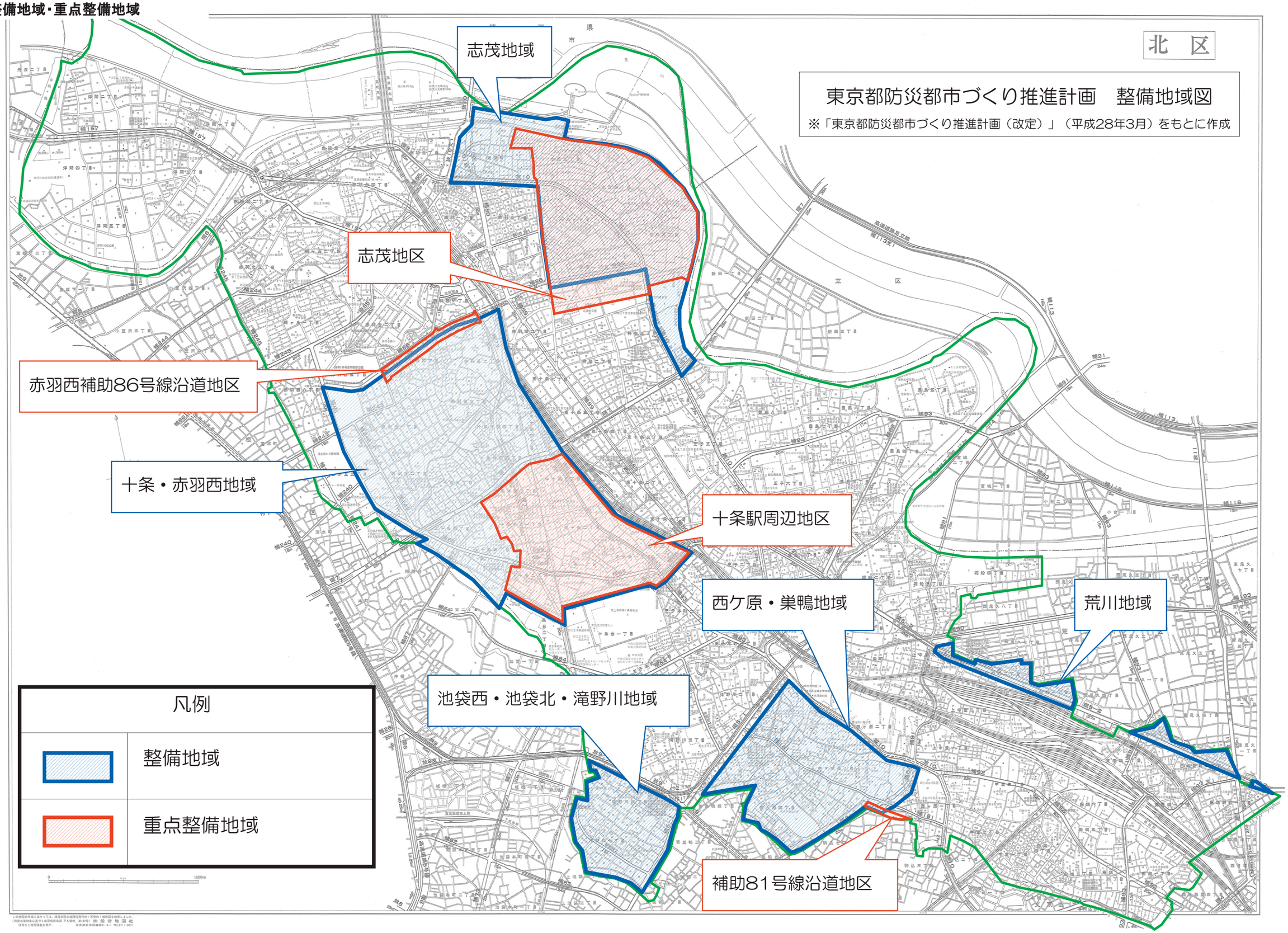

8. 延焼遮断帯の図

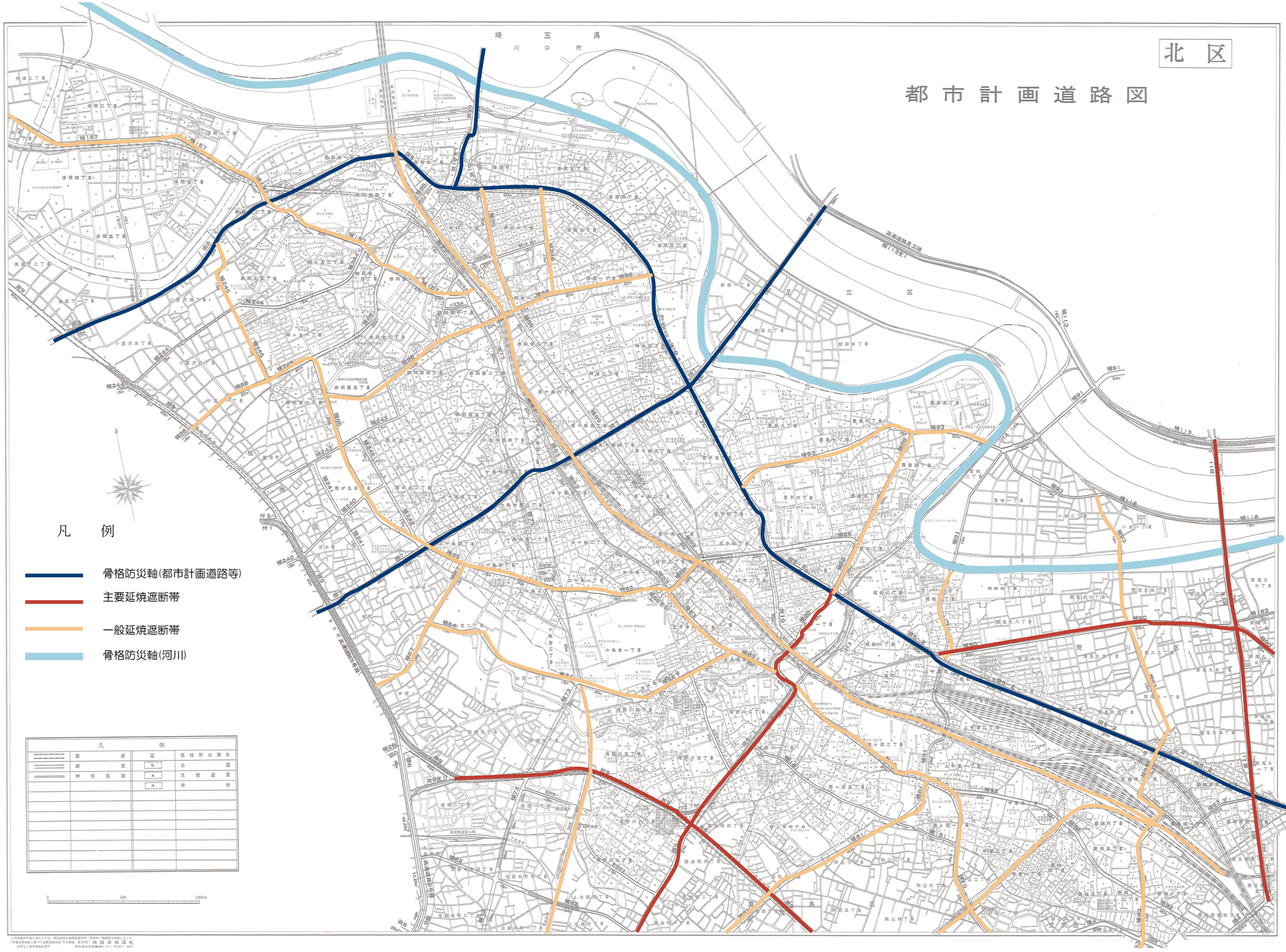
北　区
都市計画道路図
埼玉県
川口市
凡　例
骨格防災軸(都市計画道路等)
主要延焼遮断帯
一般延焼遮断帯
骨格防災軸(河川)
凡　例
国道
都道
特別区道
区
区役所出張所
公園
児童遊園
学校
0
500
1000m

9. 避難路の図

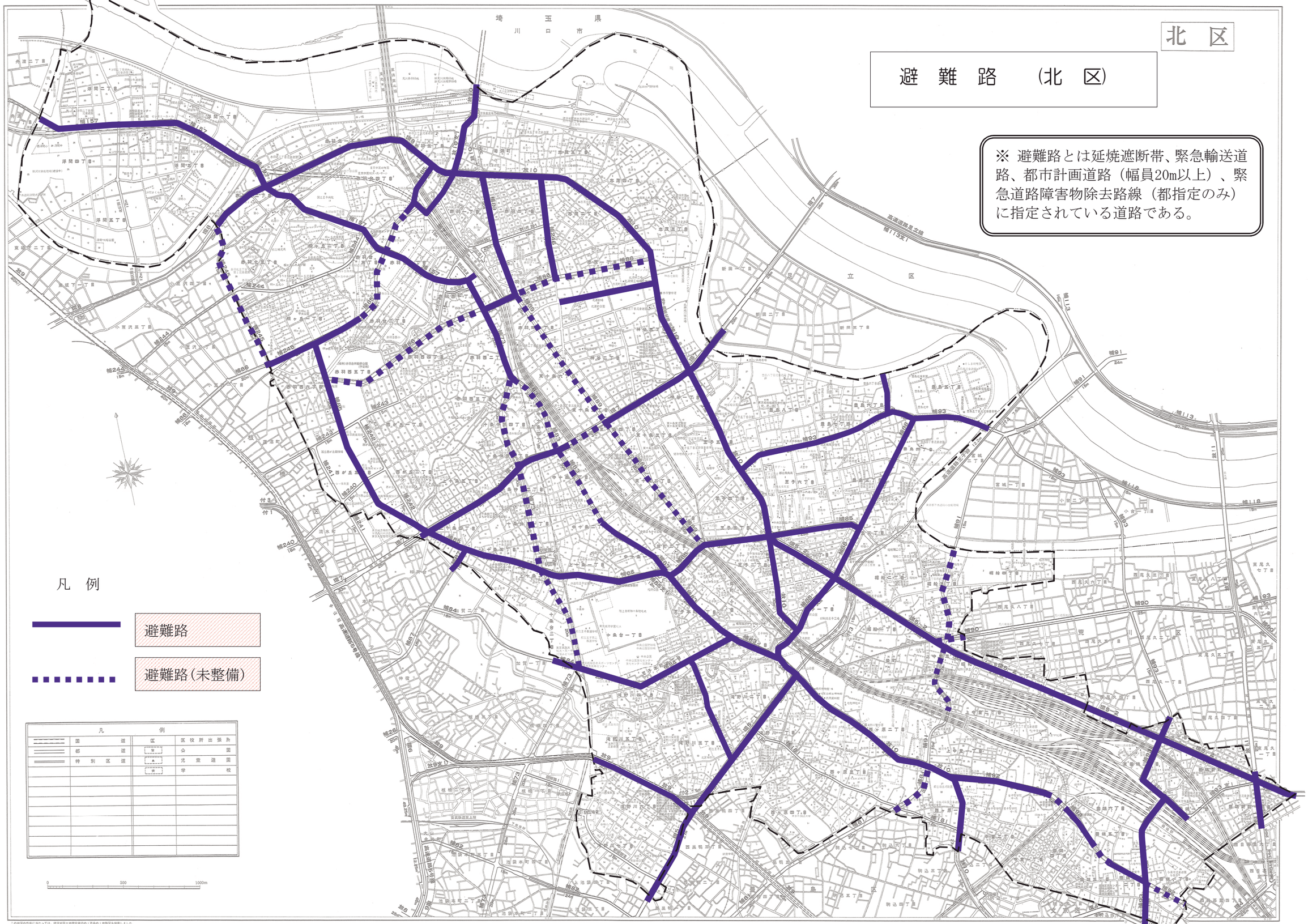
北　区
避　難　路　（北　区）
※ 避難路とは延焼遮断帯、緊急輸送道路、都市計画道路（幅員20m以上）、緊急道路障害物除去路線（都指定のみ）に指定されている道路である。
凡　例
避難路
避難路（未整備）
凡　例
国道
都道
特別区道
区
公園
児童遊園
学校
区役所出張所
埼玉県
川口市
足立区

10. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成30(2018)年1月末現在

町名等		町名等	
赤羽台	1－1	赤羽台	4－2
滝野川	2－59	赤羽台	3－13
赤羽台	1－7	赤羽台	3－14
滝野川	4－29	赤羽台	1－1
赤羽北	3－27	赤羽台	1－4
赤羽北	2－2	赤羽西	1－19
赤羽北	1－5	赤羽西	1－24
桐ケ丘	2－11	赤羽西	1－23
赤羽台	3－21	赤羽西	4－4
赤羽西	2－13	赤羽西	3－10
赤羽西	2－25	十条仲原	4－2
赤羽西	2－22	十条仲原	4－6
赤羽西	3－25	十条仲原	4－20
赤羽西	3－19	赤羽西	3－18
十条仲原	4－11	中十条	3－35
西が丘	2－26	中十条	3－36
中十条	4－15	岸町	1－7
中十条	4－8	赤羽西	2－8
中十条	1－26	上十条	5－28
田端	6－4	西ケ原	2－6
田端	1－18	西ケ原	3－22
赤羽西	4－20	西ケ原	2－2
岸町	1－15	上中里	1－37
岸町	2－6	上中里	1－8
十条仲原	4－16	田端	4－17
岸町	2－2	田端	1－21
中十条	4－4	田端	1－25
中十条	4－5	西が丘	2－2
西ケ原	2－7	上十条	5－48

※東京都地域防災計画（平成26年修正）　震災編[別冊資料]　資料第23　急傾斜地崩壊危険箇所による

11. 急傾斜地崩壊危険区域一覧

平成30（2018）年1月末現在

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭57.3.31
北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭59.5.15
北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭62.10.27
北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平3.3.26

※東京都地域防災計画（平成26年修正）　震災編［別冊資料］　資料第23　急傾斜地崩壊危険区域による

12. 学校施設の耐震化状況

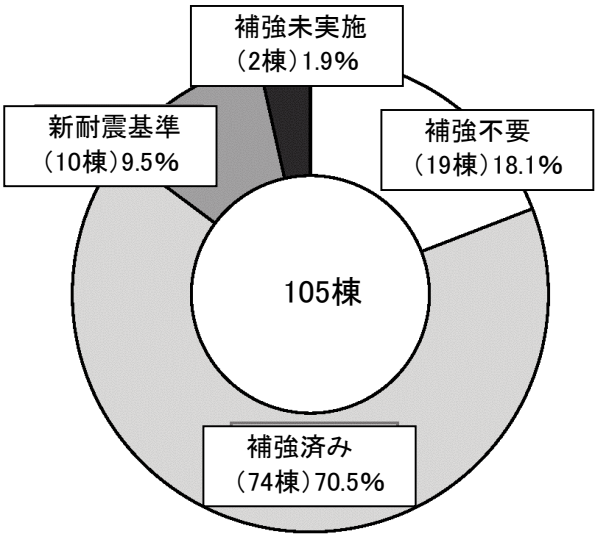

平成29(2017)年4月1日現在
（棟単位）[耐震化率98.0%]

※閉校施設を含む
※校舎と体育館をそれぞれ１棟としてカウント（改築校については校舎と体育館をあわせて1棟としてカウントしている）
※旧北ノ台小学校、旧神谷第二小学校は含まず

13. 庁舎等施設の耐震化状況

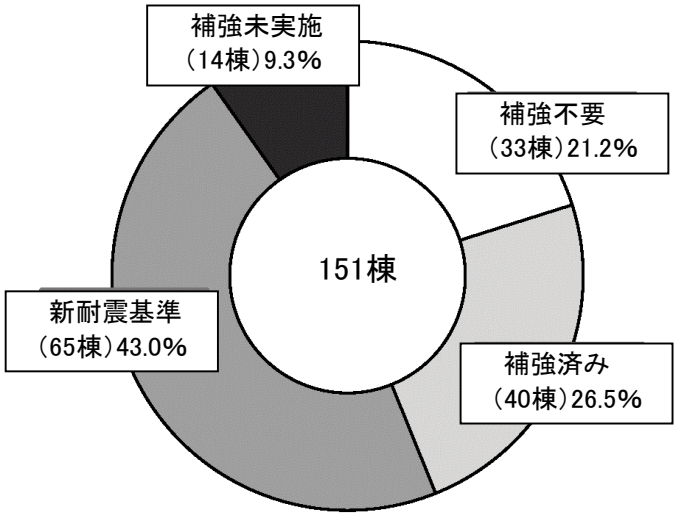

平成29(2017)年4月1日現在
（棟単位）[耐震化率90.7%]

14. 住宅の耐震化の現状

平成25(2013)年度末の推計　　単位：戸

	構造	昭和56(1981)年以前の住宅(戸)	昭和57(1982)年以降の住宅(戸)	住宅合計(戸)	耐震性を満たす住宅(戸)	耐震性が不十分な住宅(戸)	耐震化率(平成25(2013)年度末)
		A	B	A+B=C	D		D/C
住宅	木造	24,462	27,875	52,337	32,402	19,935	61.9%
	非木造	36,054	85,249	121,303	101,844	19,459	84.0%
	合計	60,516	113,124	173,640	134,246	39,394	77.3%

平成27(2015)年度末の推計

	住宅総数 A	耐震性を満たす住宅 B	耐震性が不十分な住宅	耐震化率 B／A
平成25(2013)年度末	173,640	134,246	39,394	77.3%
平成27(2015)年度末	177,320	140,900	36,420	79.5%

※平成25(2013)年度住宅・土地統計調査をもとに東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。

15. 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

種別	昭和56(1981)年以前の建築物(棟)	昭和57(1982)年以降の建築物(棟)	民間特定建築物合計(棟)	耐震性を満たす建築物(棟)	耐震性が不十分な建築物(棟)	耐震化率(平成27(2015)年度末)
	A	B	A+B=C	D		D/C
地震時に防災活動の拠点となる建築物(学校、病院等)	33	38	71	57	14	80.3%
要配慮者が利用する建築物(社会福祉施設等)	30	45	75	58	17	77.3%
不特定多数の者が利用する建築物(百貨店、ホテル、劇場等)	30	71	101	85	16	84.2%
その他の建築物(事務所、工場等)	332	784	1,116	992	124	88.9%
合計	425	938	1,363	1,192	171	87.5%

※平成26(2014)年度の調査をもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。